

工事費内訳書の提出について

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

つきましては、次のとおり工事費内訳書の提出をお願いします。

1. 工事費内訳書の書式

- (1) 一般競争入札にあっては入札公告等ファイルに、指名競争入札にあっては発注図書に工事費内訳書が添付されている場合
 - ・・・当該添付されている「工事費内訳書」の様式をダウンロードして、作成してください。伊勢崎市ホームページに掲載されている「工事費内訳書」は、使用しないでください。
- (2) 工事費内訳書が添付されていない場合
 - ・・・伊勢崎市ホームページ（産業・入札・開発▶入札・契約▶入札・契約に関する要綱・要領・様式等）に掲載している「工事費内訳書」の書式をダウンロードして、作成してください。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

2. 工事費内訳書の提出方法

電子入札・・・入札金額の入力画面にて、内訳書をアップロード（提出）してください。

紙入札・・・入札書とともに封筒に入れ、契約検査課契約係窓口の入札箱に投函してください。

3. 工事費内訳書の作成・提出時の注意事項

- (1) 上記「1. 工事費内訳書の書式」で指定した様式を使用してください。
- (2) 一度提出された工事費内訳書の書換え、引換え、撤回はできません。
- (3) 所在地、商号等、代表者の職名及び氏名の記入を忘れないでください。
なお、入札参加資格審査申請時に委任状を提出している場合は、当該委任状で指定した代理人を記入してください。
- (4) 日付は、入札する日を記入してください。開札日ではありません。
- (5) 電子入札、紙入札ともに、内訳書への押印は不要です。

※ 紙入札の場合に提出する入札書への押印は、必要です。

- (6) 「値引き ▲〇〇, 〇〇〇円」等の根拠が不明確となる記載は、しないでください。
- (7) 端数処理をする場合は、諸経費等で調整してください。
- (8) **電卓等を使用して、提出前に必ず再計算**してください。
- (9) 内容に不明な点、疑義がある場合は、説明を求めることがあります。

※ 次の場合は、入札を無効とします。

- (1) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) 工事費内訳書の金額と入札書金額が異なる場合
- (3) 工事費内訳書に記載すべき事項に漏れのある場合
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な場合